



2026年5月26日

各 位

会社名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 鈴木啓介
(コード番号：7575 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 江川毅芳
(TEL. 03-6711-5200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2026年6月26日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日別途公表した「商号変更に関するお知らせ」のとおり、当社の商号を「JLL Med 株式会社」に変更することに伴い、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2027年3月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。
- (2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの役割を明確にすることで、取締役会の監督機能をより一層強化することを目的に、役付取締役に関する規定を変更するとともに、執行役員に関する規定を新設することとし、現行定款第15条（招集権者および議長）、第22条（代表取締役および役付取締役）および第23条（取締役会の招集権者および議長）の変更、ならびに変更案第30条（執行役員）の新設を行うものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026年6月26日（予定）
定款の効力発生日 2026年6月26日（予定）
(ただし、商号変更の効力発生日は2027年3月1日とします)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>日本ライフライン株式会社</u>と称する。 ②当社の英文社名は、<u>Japan Lifeline Co., Ltd.</u>と表示し、<u>JLL</u>と略称する。</p> <p>第2条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>JLL Med 株式会社</u>と称する。 ②当社の英文社名は、<u>JLL Med Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長1名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>執行役員</u>) 第30条 取締役会は、その決議によって<u>執行役員</u>を定め、<u>会社の業務を執行させることができる。</u> ②<u>執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 30 条～第 39 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 31 条～第 40 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 （現行どおり）</p> <p><u>（効力発生日）</u></p> <p><u>第 2 条</u></p> <p><u>定款第 1 条(商号)の変更は、2027 年 3 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>